

平成29年度農村災害復旧専門技術者の認定手続き関係について

1 「農村災害復旧専門技術者」認定制度について

近年大規模な自然災害が頻発する傾向にありますが、災害が発生した場合に災害復旧事業を所管する地方公共団体への人的・技術的支援が大きな課題となっています。

この制度は、大規模な自然災害が発生したときに被災した地方公共団体等の災害復旧の体制支援に資することを目的として、農地、農業施設災害復旧事業の実務に精通し、技術的支援を行うことができる人材を全国レベルで認定登録する仕組みを整備したものです。

2 農村災害復旧専門技術者の認定申請要件

(1) 公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上（うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上）で、かつ以下のいずれかに該当する者

- ①災害査定官経験者
- ②農地、農業用施設等の災害査定に係る業務（査定・随行で3日以上業務を1回とする）の経験3回以上に該当する者
- ③行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者
- ④農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成（技術士、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木）のいずれかの資格を持ち管理技術者として）3件以上に該当する者

(2) 上記要件を満たした上で「災害復旧技術向上のための講習」を受講し、小論文を提出した者

3 小論文

小論文のテーマ

「災害復旧に係る実経験を踏まえ、災害復旧を適切に実施するための留意点について述べよ」

注1：文字数は、400字以上800字以内とします。提出様式は、全土連HPの様式をご使用下さい。

注2：小論文の作成にあたっては、「農村災害復旧専門技術者の認定に係る小論文のポイント（別紙1）」を必ずご参照下さい（必要事項が記述されていなかったために認定されなかった例があります）。

4 小論文の提出方法

①小論文に講習修了証書（写し）、認定規定様式2、3、4（全土連HP参照）を添えて、各都道府県の事務局に提出して下さい。各都道府県の事務局は、人数分を一括取りまとめて全土連システム開発部に送付して下さい。

②提出期限

各地方の講習終了後2週間以内に提出して下さい。

ただし、最終の提出期限は平成30年2月28日（全土連必着）とします。

5 認定について

農村災害復旧専門技術者認定運営委員会で申請内容を審査します。認定された方には、全国土地改良事業団体連合会会長名の認定証を交付します。認定の有効期間は5年です。

6 更新認定について

認定の更新には、次のいずれかの要件（認定規定第7条第2項）を満たす必要があります。

- ①「災害復旧技術向上のための講習」を2回以上（初回の受講は現認定証の交付日の属する年度の末日から3年以内、最終回の受講は現認定証の失効前の2年以内）受講すること（別添『認定期間・更新について』参照）
- ②認定期間中に専門技術者として地方公共団体等の要請に応じて認定規定第3条第1項1）又は2）の活動を行った者
- ③認定期間中の前期、後期それぞれにおいてテキストを入手し自己学習を行った者

注：認定更新者は、現認定証を引き続き使用することになります。

7 申込に必要な提出書類

・受講申込者（新規認定、更新認定申請者を含む）

- ①平成29年度「災害復旧技術向上のための講習」受講申込書 — 様式1号

☆受講者に講習に係る実費負担をお願いする場合があります。

・新規認定申請者

- ① 農村災害復旧専門技術者認定申請書 — 様式2号
- ② 農村災害復旧専門技術者実務経歴書 — 様式3号
- ③ 農村災害復旧専門技術者災害復旧関係経歴書 — 様式4号
- ④ 「災害復旧技術向上のための講習」の修了証書（写し）

☆認定手続きに係る経費として500円が必要となります。

・更新認定申請者

- ①農村災害復旧専門技術者の認定更新申請書 — 様式6号
- ②認定期間のうち、前期・後期それぞれの講習受講修了証書の写し

申込用紙（様式1～7号）等は、全国水土里ネットのホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）からダウンロードしてご利用下さい。インターネットが利用できない環境の方は、下記申込先までお問い合わせ下さい。

8 送付先・問い合わせ先

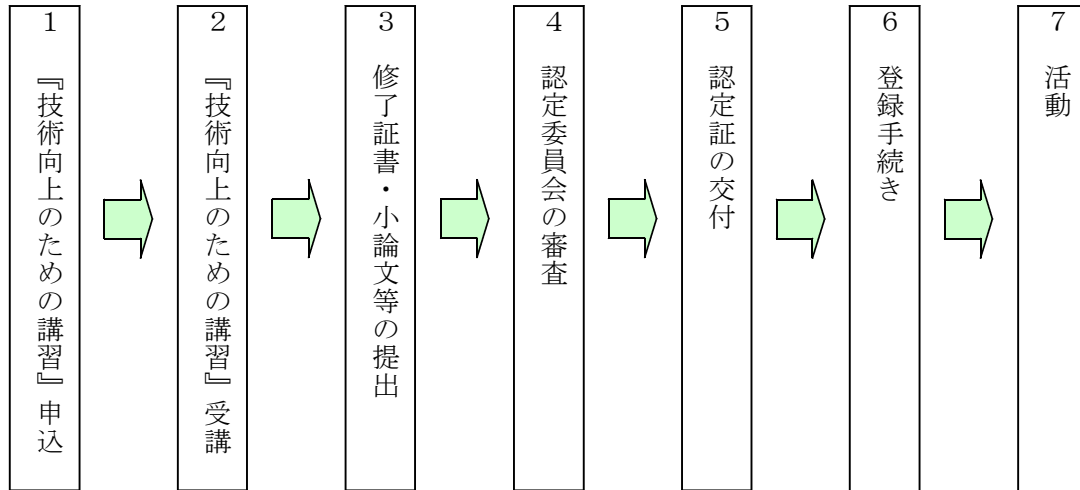
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4階
全国水土里ネットシステム開発部 担当 赤倉、伊藤
TEL 03-3234-5594（直通）
FAX 03-3234-5670
全国水土里ネットホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）

【事業関係/農村災害復旧・農道台帳関係会員専用サイト/農村災害復旧関係専用サイト】

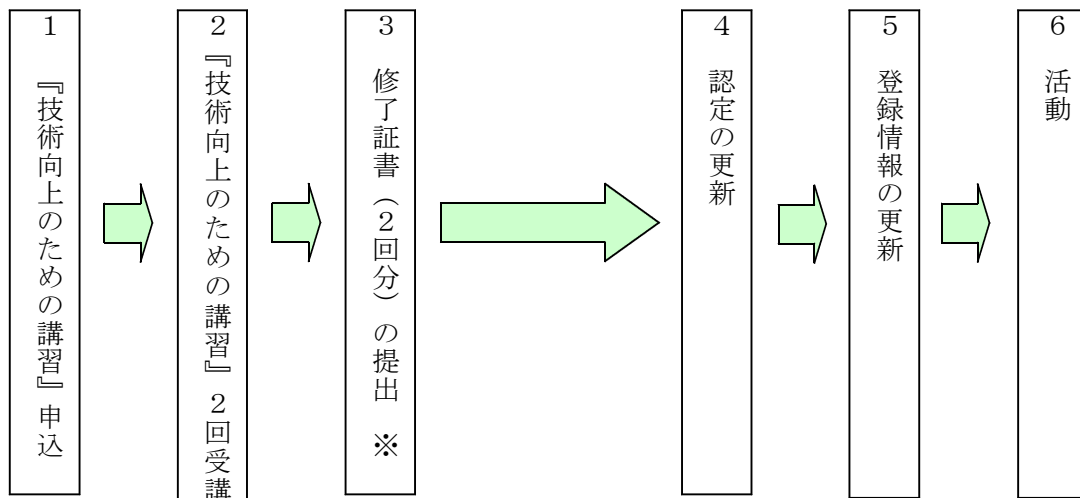
9 申込から認定・登録・活動までの流れ

申込から認定・活動までの流れは次のフローのようになっております。

新規認定者



更新認定者



※認定の更新者は、前期と後期それぞれの修了証書又は認定規定第7条2項①の活動を行った者若しくは、②の自己学習を継続した者

※更新のスケジュールは別紙『認定期間・更新について』を参照して下さい。

10 登録

認定された方は、農村災害復旧専門技術者登録調書（様式7号）を農政局又は都道府県の事務局へ提出してください。提出先等につきましては、認定証送付時に案内します。

様式7号は、認定者の登録、応援派遣計画の作成、派遣要請市町村等への紹介に使用します。